

令和6年9月5日（木）

於・農林水産省第3特別会議室

## 第217回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午後1時58分 開会

○小島林政課長 定刻よりやや早いですけれども、皆様おそろいということで、ただいまから林政審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席を頂きまして誠にありがとうございます。

私、7月5日付で林政課長を拝命いたしました小島と申します。本日の司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、定足数につきまして御報告いたします。

本日は委員20名中、オンラインでの御出席も含めて16名の委員に御出席を頂いております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

お手元に参考1としまして林政審議会委員名簿を配付しておりますが、本日は、秋吉委員、河野委員、小山委員、土川委員、福島委員及び松浦委員にオンラインで御出席を頂いております。小貫委員、斎藤委員、佐藤委員及び中崎委員は御欠席となっております。

また、林野庁で7月に人事異動がございましたので、この場をかりて御紹介させていただきます。

7月5日付で、清水林政部長。

○清水林政部長 よろしく願いいたします。

○小島林政課長 眞城国有林野部長。

○眞城国有林野部長 よろしく願いいたします。

○小島林政課長 谷口経営課長。

○谷口経営課長 よろしく願いします。

○小島林政課長 福田木材産業課長。

○福田木材産業課長 よろしく願いします。

○小島林政課長 石井森林利用課長。

○石井森林利用課長 よろしく願いします。

○小島林政課長 石田経営企画課長。

○石田経営企画課長 よろしく願いします。

○小島林政課長 私、林政課長の小島でございます。お願いいたします。

お手元に参考2として林野庁関係者名簿を配付しておりますので、御覧いただければと存じます。

それでは、ここからの議事進行は土屋会長にお願いしたいと思います。

土屋会長、よろしくお願ひいたします。

○土屋会長 皆様、こんにちは。

もう9月になっているんですけども、残暑というよりは酷暑が続いておりまして、皆さんも体調には十分お気をつけください。

今日もたくさんの方に御出席いただくとともに、オンラインでも御出席いただいております、ありがとうございます。

今日も様々な審議がありまして、この後、引き続き施策部会も開催されるので施策部会の方々はかなり長丁場になると思いますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、まずは青山林野庁長官から御挨拶をお願ひいたします。

○青山林野庁長官 長官の青山でございます。林政審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、御出席又はオンラインでの御参加を頂きまして、誠にありがとうございます。

今日の議題は二つございまして、一つは来年の森林・林業白書でございます。本日の諮問の後、来年の答申に向けまして施策部会において議論を頂きます。

二つ目は、令和5年度版の国有林野関係のミニ白書と呼ばれているものでございます。国有林野の管理経営に関する法律に基づきまして、管理経営基本計画の実施状況を公表するものでございます。内容につきましては、トピックスや事例を交えながら取りまとめたところでございます。こちらは諮問の後、本日御審議いただいて、答申まで頂ければと考えております。

加えまして、先頃要求しました令和7年度予算概算要求の概要と、昨年5月に施行されました盛土規制法の進捗状況について御報告を申し上げることにしております。

会長からありましたけれども、施策部会、長丁場になる委員もおられますので、大変申し訳ありませんけれども、本日は何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○土屋会長 ありがとうございました。

今、長官から御紹介がありましたので、なるべく繰り返さないようにしますが、諮問事項が2件あります。一つは簡単に言えば白書、もう一つは国有林のミニ白書です。この二つは「白書」と名前が同じですが、実は違う法律に基づいていて、かつ両方とも林政審の意見を求めるとしっかり書き込まれている。つまり、林政審にとっては非常に重要な役割のもので、ですので、今回のように諮問を受けることになります。

白書については施策部会でこれから御検討が始まり、ミニ白書の方は今回だけなので時間が限られていますが、実は前段階で事務局が委員のところにお伺いして御意見を伺ったことが反映されているので、それを踏まえて今日は議論することになると思います。

それでは、まず初めに諮問を受けなくてはいけないので、農林水産大臣からの諮問文を青山林野庁長官に代読していただきたいと存じます。

青山長官、よろしくお願いいたします。

○青山林野庁長官 林政審議会会長 土屋俊幸殿。

農林水産大臣 坂本哲志。

令和7年度森林及び林業施策について。

標記について、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第10条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

よろしくお願いいたします。

（青山林野庁長官から土屋会長へ諮問文を手交）

○土屋会長 謹んでお受けいたします。しっかり検討いたします。

○青山林野庁長官 林政審議会会長 土屋俊幸殿。

農林水産大臣 坂本哲志。

令和5年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について（諮問）。

国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条の3第1項の規定に基づき、令和5年度における国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況を別添により公表するに当たり、同条第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

よろしくお願いいたします。

（青山林野庁長官から土屋会長へ諮問文を手交）

○土屋会長 謹んで検討いたします。

青山長官、どうもありがとうございました。

それでは、これから審議に入りたいと思います。

1件目は、今、諮問を頂いた令和7年度森林及び林業施策の件ですが、令和6年度森林及び林業の動向と併せて、令和6年度森林・林業白書となる件です。

これについては、来年春の答申に向けて施策部会で御審議いただきたいと思います。施策部会長、よろしくお願いいたします。

○立花委員 承知いたしました。

○土屋会長 それでは、議事次第に従って進めさせていただきます。

議事（２）令和５年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況についてというのが、いわゆる国有林ミニ白書になります。これは国有林野の管理経営基本計画に基づく——管理経営基本計画は、昨年度、この林政審議会ですずっと検討してきた基本計画ですが——その令和５年度の実施状況をまとめたものであり、毎年御審議いただいているものです。

ちょっと今、誤解を招くことを言ったんですけれども、実は昨年度に御審議いただいた基本計画はこれからの基本計画で、今日御審議いただくのは前の基本計画に基づく最後の実施状況となります。

冒頭に申し上げましたけれども、本日答申まで行うこととなりますので、審議時間がかなり限られているんですけれども、委員の方々からすると初めてこれにお目通しいただく状況ではないと認識しておりますので、様々な御意見を頂ければと思います。

それでは、まず、事務局より説明をお願いいたします。

○石田経営企画課長 経営企画課長の石田でございます。

議事（２）令和５年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について、説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

先ほど来、会長からもございましたとおり、毎年御審議いただいています、私どもが国有林野のミニ白書と呼称しているものでございますけれども、先ほどの長官挨拶、また土屋会長からの御紹介、また諮問文にもございましたが、ミニ白書と森林・林業白書の違いについて、繰り返しになりますけれども、改めて簡単に触れさせていただきたいと存じます。

森林・林業白書につきましては、森林・林業基本法に基づきまして森林及び林業の動向並びに政府が森林及び林業に関して講じた施策、また講じようとする施策につきまして、政府が林政審の意見を聞いて、毎年国会に報告するものでございます。

一方、いわゆるミニ白書でございますけれども、こちらは国有林野の管理経営に関する法律に基づきまして、前年度における国有林野管理経営基本計画の実施状況、国有林が前年度に取り組んだことにつきまして、農林水産大臣が毎年９月末日までに林政審議会の意見を聞いて、その意見の概要と共に公表するものとされているところでございます。御承知おきいただければと存じます。

それでは、資料でございます。資料１－１が概要でございます。資料１－２が実施状況の本体でございます。資料１－３が参考資料となっております。本日は時間の都合もでございます

ので、資料1-1、概要版を用いて御説明申し上げたいと思います。

資料1-1をお開きいただきたいと存じます。

まず、実施状況の前段といたしまして、1ページ、国有林野の現状について簡単に記してございます。

委員御承知のとおり、国有林野につきましては国土の約2割、森林の約3割を占めてございまして、その多くが奥地の急峻な山脈ですとか水源地域に広く分布してございます。また、こういった森林ですので公益的機能の発揮が期待される森林となっております。

また、国有林野の約9割が保安林に指定されているほか、野生生物の生育・生息地として重要な森林も多く、世界自然遺産の陸域の約9割が国有林野となっているところでございます。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと存じます。

先ほど申し上げましたミニ白書の位置づけについて記したものでございます。

今回のミニ白書では、令和5年度に取り組みました事項につきまして、全国の事例を多く取り上げながら、できるだけ分かりやすく記載させていただきました。また、冒頭のトピックスでは、昨年林政審議会の委員の皆様の御意見を伺って策定いたしました令和6年度を始期とする新たな管理経営基本計画を含めた特徴的な取組を紹介してございます。

続きまして、3ページをお開きください。

トピックス三つのうちの一つ目でございますけれども、昨年度、御審議いただきました新しい国有林野の管理経営に関する基本計画の策定についてでございます。

この中では主に、左側でございますとおり、以下3点の取組を推進するとしているところでございます。

1点目でございます。公益重視の管理経営の一層の推進といたしまして、複層林化等の推進、また30by30の目標の達成に向けた取組、こういったものを例示しているところでございます。

2点目でございますけれども、森林・林業施策全体の推進への貢献といたしまして、特に効率的な施業を推進する森林を設定いたしまして、新しい林業の実現に向けた効率的な施業を分かりやすく例示しているところでございます。なお、特に効率的な施業を推進する森林につきましては、右側にイメージを掲載してございます。

設定状況でございますけれども、右にございますとおり、令和5年度末時点でございますけれども、全国で約56万ヘクタールとなっているところでございます。

3点目でございます。国民の森林としての管理経営、地域振興への寄与等といたしまして、三つ目の「・」に相続土地国庫帰属制度への対応を例示しているところでございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと存じます。

トピックスの二つ目、令和6年能登半島地震への対応についてでございます。

本年1月1日の地震発生の翌日から、被害状況把握のために、各森林管理局によるヘリコプター調査を実施してございます。また、治山・林道技術者による緊急支援チームを編成いたしまして、避難所・集落周辺の森林や治山施設等の緊急点検、また復旧計画の策定等に向けた支援を行ってございます。

また、石川県からの要請を踏まえまして、国直轄による災害復旧等事業を実施することとしてございまして、3月に7か所、6月に2か所、計9か所の実施を決定しているところでございます。

また、金沢市内に奥能登地区山地災害復旧対策室を本年4月1日付で設置しまして、今後、本格的な復旧作業を行うこととしているところでございます。

続きまして、5ページをお開きください。

トピックスの3点目、立木販売結果の公表についてでございます。

国有林野事業では令和5年度から立木販売結果の公表を開始しまして、442件を公表しているところでございます。この取組につきましては、落札された主伐箇所の立木販売物件を対象といたしまして、入札価格と物件情報を一体としてウェブサイトで公表しているものでございます。

右側には、どのように公表しているのか東北森林管理局の例を示しているところでございます。

立木価格につきましては、立地条件ですとか林分内容等に大きく左右されるものでございます。また、立木取引は丸太と異なり市場を介さないために、価格についての情報が限られておりましたが、この取組によりまして類似の林分の販売価格を参考にできるようになり、また、それによって適切な立木取引に寄与することが期待されるところでございます。

スギの88件の公表結果を左下の表に示してございます。立地条件等により左右されるために幅があるところでございますが、材積当たりの単価の平均は1立方メートル当たり3,030円、面積当たりの単価の平均につきましては167.5万円となっております。まだ事例数が少ないところでございますが、こうした結果の公表を積み上げていくことが重要と考えているところでございます。

以上3点がトピックスとなります。

次ページ以降につきましては、管理経営基本計画の項目に従って令和5年度の取組状況を紹

介してございます。先ほど会長からございましたとおり、こちらにつきましては令和5年度でございますので、前の基本計画に沿っておりますことをお含みおきいただきたいと思っております。

以下、ポイントを絞って御説明申し上げたいと思っております。

まず、6ページでございます。

公益重視の管理経営の一層の推進でございますが、重視すべき機能に応じて国有林を区分いたしまして、適切かつ効率的な森林施業等を実施しているところでございます。右下の事例では、関東森林管理局において花粉発生源対策の取組として、花粉の少ない苗木の植栽を率先して行っている事例を紹介してございます。

駆け足でございますが、次に7ページでございます。

こちらは治山事業でございます。

左下の事例では、令和2年7月の熊本県球磨川流域の大雨によって引き起こされました山腹崩壊に関する民有林直轄治山事業が完了したことを、右下の事例では、兵庫森林管理署の森林土木工事において、ICT施工技術を導入し、作業日数等の短縮を図った事例を紹介してございます。

続きまして、8ページをお開きください。

こちらは、路網の整備と地球温暖化対策の推進でございます。

左下の事例では、青森県の三八上北森林管理署の既設林道におきまして、曲線部の拡幅や線型の改修など改修工事を実施した事例を紹介してございます。

右下の事例では、北海道森林管理局の森林技術・支援センターの庁舎新築に当たりまして、トドマツ、カラマツ等の地域材を活用した事例を紹介してございます。

続きまして、9ページをお開きください。

こちらは生物多様性の保全に向けた、地域の方々と連携した森林づくりについてでございます。

左下の事例では、北海道の空知森林管理署北空知支署におきまして、生物多様性保全に配慮した森林施業としてカラマツ人工林の主伐時に広葉樹を保残した取組を紹介してございます。

右下の事例は、企業による森林づくり活動へのフィールド提供により、30by30目標の達成に寄与した事例でございます。群馬森林管理署がサントリーに提供してございます国有林野におきまして、森林整備活動やモニタリング調査等の活動が評価され、OECMとして登録される自然共生サイトに認定された取組を紹介してございます。

続きまして、10ページをお開きください。



こちらは、林業の成長産業化に向けた技術開発ですとか実証、普及について記しているところでございます。

左側の事例でございますけれども、静岡県の天竜森林管理署において、特定苗木を活用した下刈りの省力化の可能性を検証するため5年間にわたって成長量を調査した取組を、また、右側の事例は、四国森林管理局におきまして、造林事業の省力化、低コスト化に向けて造林に関する試験地を集約し、見える化した試験団地を設定した取組を紹介してございます。

また、下の事例でございますけれども、こちらは北海道の石狩森林管理署管内の、請負事業者によるICT技術の活用や新たな地拵え機械の導入による効率的な施業の取組、こちらを紹介しているところでございます。

続きまして、11ページをお開きください。

こちらは、林業事業者の育成や技術支援についてでございます。

総合評価落札方式等の活用によりまして、生産性の向上や安全対策に配慮した事業を推進するとともに、樹木採取権制度の活用により林業事業者の育成を図っております。また、樹木採取権につきましては令和5年度現在、8地区で採取権が設定されているところでございます。

技術支援に関連した右下の事例でございますけれども、岐阜森林管理署が造林の低コスト化・省力化や生産性の向上に向けた検討会などを開催いたしまして、市町村職員にも御参加いただいた取組を紹介しているところでございます。

続きまして、12ページをお開きください。

国民の森林としての管理経営でございます。

左下の事例でございますけれども、山形県の庄内森林管理署におきまして、国有林と隣接している保育園と「遊々の森」協定を締結して森林環境教育を実施した事例を、また、右下の事例では、北海道のえりも岬におきまして、えりも岬緑化事業70周年記念植樹祭を開催した事例を紹介しているところでございます。

13ページでございます。

こちらは森林病虫害や鳥獣被害の防除等についてでございます。

左下の事例では、秋田森林管理署湯沢支署において大量集積型おとり丸太法によるナラ枯れ被害に関する現地検討会を開催した事例を、また、右下の事例では、効率的なシカ捕獲方法の普及のために、現在当課におります林野庁職員が考案いたしました小林式誘因捕獲法に関する現地検討会を開催した事例を紹介しているところでございます。

次に、14ページをお開きください。

こちらは保護林ですとか緑の回廊等の保護・管理についてでございます。

保護林の設定状況につきましては左下に表で整理しているところでございますが、右下の事例では、兵庫森林管理署の赤西国有林におきまして天然スギ群やトチノキ、シオジ等の巨木が混交する林分が確認できたことから、新たに保護林を設定した事例を紹介しているところでございます。

続きまして、15ページをお開きください。

こちらは国有林材の安定供給についてでございます。

令和5年度の伐採量、また国有林材の供給量の実績については、左側に整理しているところでございます。

右上の事例では、福島県の磐城森林管理署におきましてアカマツ等のシステム立木販売を行い、流通の少ないアカマツの安定供給に努めた例を、また、右下の事例では、鹿児島森林管理署におきまして、地域のニーズを踏まえて、地場産業のかつおぶしの生産に必要な広葉樹の計画的な供給を実施することとした事例を紹介しているところでございます。

続きまして、16ページをお開きください。

こちらは国有林野の貸付けですとかレクリエーションの森の活用についてでございます。

左下には、国有林野の用途別貸付け実績を表としてまとめてございます。

右上には、レクリエーションの森の現状と利用者数の実績をまとめているところでございます。

右下の事例では、長野県の北信森林管理署の戸隠・大峰自然休養林内にある戸隠森林植物園の開園に向けまして、木橋の新設やウッドチップの敷設などの準備作業に取り組んだ事例を紹介してございます。

17ページをお開きください。

こちらは、国有林と一体として整備すべき民有林の整備の取組についてでございます。こちらは昨年度、新たに策定いたしました国有林の管理経営基本計画を踏まえて、共同施業団地の取組と相続土地国庫帰属制度への対応を本項で報告することとしているところでございます。

左下の事例では、共同施業団地に関連いたしまして、愛媛森林管理署が愛媛県鬼北町と町有林管理組合と森林整備推進協定を締結いたしまして、森林共同施業団地を設定した事例を紹介してございます。

右側でございますが、相続土地国庫帰属制度について記載しているところでございます。皆様御存じのとおり、相続土地国庫帰属制度につきましては、相続等によって土地所有権を取得

した者が、その土地を国庫に帰属させることを可能とする制度でございます。令和5年度は、山林では6件が国庫に帰属したところでございます。

右下の事例では、岐阜県に所在する面積約0.03ヘクタールの森林が法務局による審査の結果、国庫に帰属いたしまして、岐阜県の東濃森林管理署が管理することとなった事例を紹介しているところでございます。

18ページでございます。

国有林野の事業運営とその他の取組についてでございます。

国有林野の事業運営といたしまして、左上の三つ目でございますが、令和5年度は368億円の債務返済を行いまして、累積債務返済額につきましては1,913億円となったところでございます。

左下の事例におきましては、国有林野の事業運営の関係で、立木調査の効率化を図るためUAVレーザ計測による立木調査を実施した事例を、右下の事例では、人材育成の関係で、森林技術総合研修所で行ってございます地方公共団体職員と森林管理局・署等職員を対象といたしました森林整備事業の事例を紹介しているところでございます。

駆け足ではございますが、ミニ白書の概要の説明は以上でございます。

一旦戻っていただいて、資料1-2の104ページを御覧いただきたいと存じます。

昨年度から本体の最後に次年度の主要取組事項、今回で申しますと令和6年度の主要取組事項を掲載することとしたところでございます。

「新たな国有林野の管理経営に関する基本計画」に基づき、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業施策全体の推進に貢献することを基本といたしまして、令和6年度の特徴的な取組としてスギ花粉発生源対策の加速化ですとか令和6年度能登半島地震への対応に取り組んでいくこと、また、主要事業の予定量もこの中に記載したところでございます。

私からの説明は、以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○土屋会長 簡潔な御説明、ありがとうございました。

今日の林政審の主な議題は、この国有林のミニ白書の検討になります。私の方のスケジュールに基づきますと一応40分ぐらいは時間があることになっています。40分というのは長いような短いようなですが、何回も繰り返しになりますけれども、皆さんそれぞれ御意見はもう既に事務局には伝えていただいている、今回、特に資料としては公開するものではありませんけれども、委員の皆さんからの御意見をどのように反映しているかも、皆さんのところに資料が行

っているかと思えます。

これからの議論はそれを踏まえてになるんですが、1回意見、質問をして、それに基づいて変わったけれども、「だけれども、もう一度意見を言いたい」というのも結構です。要するに、実は今日答申してしまうので、大きい変更はもう無理なわけですが、ただ、ここでもう一度言うことによって来年度以降のミニ白書の在り方に影響を与えるということは十分考えられるので、そういう御意見も是非頂きたいところです。

それから、今のことに関係しますけれども、今回のミニ白書に限らず、これからのミニ白書の在り方のようなところを、より広い範囲で結構なので、御意見を頂くのも構いません。もちろん、そうではなくてそれぞれのところについての改めての御質問や御意見も歓迎いたします。

特にこちらでは「ここから、ここまで」とは区切りませんので、御発言のある方は、まず初めに資料1-1の概要なのか資料1-2の本文なのかをお示しいただいて、その後、何ページということで皆さんがそこを見られるようにしながら御発言いただければと思います。

今日は比較的オンラインの方が多いんですが、どうしてもオンラインの方はこちらが気がつくのが遅れてしまいますので、是非積極的なアピールをお願いいたします。対面で10人、オンラインで6人ですから、かなりオンラインの方も重視して御意見を頂ければと思っています。

ちょっと長くなりましたけれども、どこからでも結構ですので、是非御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

では、皆さんが考えている間に一つ。

今、一番最後に御発言があった、本文104ページに来年度の主要取組事項がありますね。これが一番末尾にあるわけですが、何と申しますか、順番でいくとその前に令和5年度のことが書いてあって、だから令和6年度、これをやりますというのが最後に来るのは分かるんですけども、ただ、ここに書いてあると、実際にこの白書を見られる方がここまで見るかなという気がちょっとするんですね。この前に用語の解説等もついている、その後ですので。

もうちょっとこれを前にするような、いっそのこと一番初めの方にしてしまってもいいような気もするんですけども、そういうお考えはないですか。ちょっと軽めの質問ですけども、いかがでしょうか。

○石田経営企画課長 実は事業量等々につきましては、先ほどの管理経営基本計画という国有林の計画に基づいて、このミニ白書を作成させていただいてございますが、事業量そのものにつきましては、いわゆる森林法に基づく一連の体系、全国森林計画以下、都道府県の地域森林計画、国有林で申しますと国有林の地域別の森林計画、こういったものに基づいて数量がある

種、決まっているところをごさいますして、それも各流域ごとにすだれで数字があるところをごさいます。

これは法律上の位置づけといたしまして、国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況なので、そこにはないものの数字ということで一番最後で示させていただいているところをごさいます。今回はそのような整理をさせていただいたということで、御理解いただければと考えてごさいます。

○土屋会長 一応了解しました。

ほか、いかがでしょうか。

では、まず河野委員に御発言いただいて、それから小野委員をお願いします。

○河野委員 日本消費者協会の河野と申します。

本日の議題である令和5年度のミニ白書に関しましては、もう異論はございませぬし、内容を拝読いたしますと本当に森林を上手に活用し、また共生していくために新しい技術の導入や地域社会との協働、企業との連携など、普段の生活からは見えにくい国有林野での多様な取組について丁寧に記述してくださっていて、私のような消費者にもとても分かりやすい内容ですし、森林や林業をより身近に感じられると受け止めております。

中でも公益重視の管理経営の推進は、一般国民にとっては大きな関心がある分野でございませぬ。自然災害が起こったときの防災、減災などの視点からの森林の役割、気候変動対策での森林の役割、ネイチャーポジティブ実現のための森林の役割などは国民全体に裨益する大きな分野ですし、加えて花粉症対策も、今後、書いていただけると思いますが、大いに気になる場所です。

お願いしたいのは、今後、ミニ白書がホームページで公表され、また、毎月送っていただけています情報誌「林野」においても取り上げられると思いますが、その際には専門的知識が乏しい一般読者を念頭に置いて、是非今、申し上げたような公益に資する分野を中心に、分かりやすい情報提供をしていただければというお願いでございませぬ。

ここで説明を頂いた私が大変共感する内容ですので、是非より広く社会に浸透していけばいいなと思っている場所です。

私からは、以上です。ありがとうございました。

○土屋会長 ありがとうございます。

これからどのぐらい御意見が出てくるか分からないんですけども、初めは少しまとめてやっていきたいと思ひます。

小野委員、どうぞ。

○小野委員 小野なぎさです。

細かい言葉の修正等もよろしいでしょうか。

○土屋会長 どうぞ。

○小野委員 ありがとうございます。

3点ほど気になった文言と、意見として二つ言わせていただきたいんですが、まず一つ目が、概要の1ページ、本文の2ページです。

多分昨年もこのような表記の仕方だったと思いますが、国有林野のデータの表の「多様な自然を有する国有林野」のところで「91%が保安林 保安林の56%が国有林野」という表記があって、本文の方では「保安林全体のうち56%が」という表記だったと思うんですけども、読んでみると、どちらが保安林の数字なのかちょっと困惑してしまったので、文字がちょっと多くなってしまうんですが、こちらにも「保安林全体のうち」と入れた方が読みやすいかなと感じました。

自然公園のところもそうですね。同じように「全体のうち」とあると読みやすいかなと思います。

二つ目が、概要の3ページ、本文の5ページになりますが、新たな国有林野の管理経営に関する基本計画のトピックのすぐ下ですね。この計画期間が概要だと年度で表記してあって、本文だと年月日と言うんですかね、「令和16年3月まで」という表記があって、パッと読むとどちらの年号なのか分かりにくかったので、年度と月日と揃えた方が読みやすいのかなと思いました。

3点目が概要の15ページ、本文だと67ページになります。

こちらの伐採量、供給量、販売量の関係図はとても分かりやすく拝見しているんですが、詳しく見ようと思って本文を見たところ、内容はほぼ同じですが図表がちょっと異なるように見受けられたので、同じような内容であれば同じ図表が使われた方が読みやすいかなと思いました。

それから、今回用語の説明があるのがとても助かりまして、読みながら自分の勉強にも役立ったんですけども、ちょっと調べにくいなと思うところがありまして、恐らく今、あいうえお順で書いていただいていると思うんですね。そして横にページ数が書いてあって。もしあいうえお順で書くのであれば「あ行」「か行」「さ行」のようなものがある、又はもうページ順に並べてしまう、そのようなものがあつた方がとても調べやすいなと思いました。

最後に意見ですけれども、今年度のというよりは、次年度以降、是非検討いただきたいなど思う部分が、国有林の多くを占める森林利用タイプの森は43万ヘクタールもありまして、今、我々がやっている森林空間の利用の中で、森林サービス産業であるとか、多く国有林の森も使わせていただきながら地域と連携してやっているところもございます。

今、この白書の中には実際に利用数がこのぐらいあるとか、巨木にこんな認定をしているといった表記がありますが、国有林として森林空間の利用をどのように国民に広げようとしているのかという意向も是非追記していただけると、サービス産業をやろうとしている消費者ですとか民有林の方々に対しても大いなる後押しになるのではないかと思います。

長くなりましたが、以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。かなり詳細な御意見を頂いたところです。

今、お2人ですが、今のはかなり詳細な御意見なので、ここで区切りたいと思います。河野委員と小野委員の御意見、御質問についてお答えをお願いします。

○石田経営企画課長 御意見ありがとうございます。

河野委員からは大変貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございます。

このミニ白書の公表に当たりましては、引き続き一般の方に御覧いただいて御理解いただけるように、丁寧な説明、また積極的な説明に努めてまいりたいと考えてございますので、引き続きいろいろ御指摘いただけると大変有り難いと考えているところでございます。よろしくお願い申し上げます。

また、小野委員からいろいろ御指摘いただきまして、ありがとうございます。

概要版と本体の表記の統一ですとか、また用語の解説の整理の方法等々、工夫できるところにつきましてはいろいろと検討を進めさせていただいて、反映できるところは反映して、どんどんいいものをつくってまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

また、次年度以降のお話としまして御指摘いただきましたサービス産業等々の部分でございます。

先ほど申し上げたとおり、今回、講じようとする施策ではなく、法律に基づいて取り組んだ、講じた施策をまとめるものなので、今後に向かっての意向をどのように示せるのかはなかなか難しいところはあるかと思いますが、森林・林業白書、又はこのミニ白書の中でも、こういった表現ができるのか引き続き検討して対応してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今の件ですけれども、これはもうやったことだから、これからの方針は書きにくいというのは分かるんですけれども、例えば基本計画を引用しながら書けばいいわけですよ。

○石田経営企画課長 そこは工夫して、表現ぶりを検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○土屋会長 お願ひします。

今のお2人の委員の御発言のように、意見ないし質問の仕方はいろいろなタイプで構いませんので。まだ大分時間がありますので、是非多くの方から願ひいたします。

オンラインの委員の方は御意見、御質問等ありませんか。

秋吉委員、願ひします。

○秋吉委員 こんにちは。すみません、オンラインから失礼します。

資料1-2の104ページの予定量のことで、すみません、先ほど一緒に質問しようとしたんですけれども、この予定量のところに書いてある数字の件です。

下刈り面積のところは4.1から3.1に減少しているのはなぜでしょうか。ぱっと見た感じでちょっと、なぜなんだろうかなという疑問がわく方がいらっしゃるのではないかと思ったので、下の注意書きのところに、どうして下刈り面積が減るのか書いた方がいいのではないかということと、伐採量だったり事業量自体は増えるのに下刈り面積が減るのは実際どうしてなのでしょう。下刈りの回数を減らすから面積が減るのかも伺いたく質問させていただきました。

○土屋会長 ありがとうございます。

あと一つか二つ御質問、御意見があれば。

丸川委員、どうぞ。

○丸川委員 概要の8ページ、先ほどの課長のお話、大変分かりやすく聞くことができました。

もしこの概要の資料もお使いになるのであればという前提での御質問ですが、三つの箱でそれぞれ総括が書いてあって、その次に具体的に書いてあるんですが、読む人は、恐らくこの事例を読むのが非常に興味深いというか、楽しいと思うんですけれども、そのときに、この事例をずっと読んでみますと、二つ目の段には書いてあるんですけれども、炭素貯蔵のことが事例の長い文章の中ではちょっとうかがえない。内装もいいんですけれども、多分、化石燃料を追い出して木材を使うことでのCO<sub>2</sub>削減だと思いますが、もう少し、この建物自身が炭素を貯蔵しているということを事例の中にも書いた方が分かりやすいのではないかと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。



もう一つあれば。

福島委員、どうぞ。

○福島委員 事前のレクチャーのときにもちょっとお話ししたんですけども、今、企業の社外役員を幾つか務めさせていただいているんですが、30by30の世界目標が掲げられてから、自分たちの会社は生物多様性保全に向けて何ができるのか、取締役会も含めていろいろな場で議論する機会が非常に増えました。そうした企業の観点からも、国有林においてどんな生物多様性保全の取組が行われているのか、また、今回のミニ白書でサントリーの事例も取り上げられていますけれども、国と協力して自分たちに何かできることはないのか、情報収集したいというニーズもあると思いますので、先ほど河野委員がおっしゃったように一般国民の関心が高まっている上に、企業の観点からも生物多様性に関する関心は非常に高いので、今回のように生物多様性保全についての取組を項目立てして、今後も記述を更に充実させていただけるのではないかなと感じております。

○土屋会長 ありがとうございます。今のは御意見という形でよろしいですか。

○福島委員 意見です。

○土屋会長 今、3人の委員から御質問、御意見がありましたので、お答えをお願いします。

○宇山業務課長 業務課長の宇山でございます。本日は御質問ありがとうございます。

最初に、秋吉委員から御質問がございました下刈りの件でございます。

委員の御発言の中にもございましたが、下刈りの省略というのが実はかなり効いてきてございます。御指摘ありましたとおり、全体の事業量は増えてきてございますが、国有林においてはいわゆる新しい林業というのでございましょうか、現場の状況を見まして、現場、現場で判断して画一的なものにしないで下刈りを省略するというのを事業ベースで適用してございまして、その結果、このような形になったということでございます。

○石田経営企画課長 丸川委員からございました、事例の中にも炭素貯蔵のお話をということでございます。

御指摘のとおり、実は枠の中にも「炭素貯蔵に貢献するため、」というワードは入れさせていただいたんですが、事例の中にも、というのは貴重な御意見だと思ってございます。実は本体の方にはいろいろと御指摘を頂いて書かせていただいたところでございますが、今後またこういうところの表記の方法、工夫をしてまいりたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

○山田管理課長 管理課長でございます。先ほどの炭素貯蔵量の点につきまして補足させてい

ただきたいと思います。

丸川委員おっしゃいますように、やはり一般の読者の方は個別の事例、こういったケースを特に御関心を持って御覧になるとと思いますので、委員御指摘の炭素貯蔵量につきましては、先ほど石田課長から申し上げましたように、概要の方にも追記を検討させていただきます。

御参考ではございますが、この事例にございますように、北海道森林管理局のホームページにおきましては既に、この森林技術・支援センターの庁舎新築によりまして炭素貯蔵量といたしまして70トン、二酸化炭素換算の数字でございますが、炭素貯蔵量を達成したことは書かせていただいております。これに加えまして、このミニ白書の概要の方にも追記させていただきたいと考えております。

○宇山業務課長 すみません、今、秋吉委員の下刈りに関する御質問にお答えいたしました、1点抜けておりました。

表の下の部分にその旨、書けないかという御指摘もございました。その点につきましては、全体の平仄等も含めて今後、検討させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○土屋会長 30by30は、いいですか。意見なので特にコメントがなければいいんですけども、福島委員に何かあれば。

○眞城国有林野部長 福島委員から貴重な御意見で、企業からの「国有林で活動を」といった声は、我々も受けているところでございます。工夫の部分でどこまで表記するかといったことはございますけれども、実際取り上げているサントリーの活動のような企業であるとか国民参加のスキームがいろいろございますので、事例も含めて、そういったことをしっかりアピールできるようなミニ白書の書き方をしていきたいと思っております。

御意見でございますけれども、一言申し上げさせていただきました。

○土屋会長 ありがとうございます。

まだ少し時間がありますので。

出島委員、どうぞ。

○出島委員 出島です。よろしくお願いします。

全体的には国有林の多様な取組がコンパクトにまとめられていまして、私も大変勉強になったところです。

2点ほど、生物多様性関係で少し意見をしたいと思います。

一つは、既に今、お話のあった事例⑥と⑦。今の時代にちょうどよい重要な事例だと思って

います。特に事例⑥は、私自身もこの中身も含めて関心がありましたので、この項目で検索をかけたりしてみました。

すると、北海道森林管理局のいわゆる業務研究発表みたいな、各局でやられていることの中でポスター発表みたいなものがある、その結果が見られまして勉強になったんですけども、そういう関心のある人のためには、もしその局のポスター等にリンクが張れるのであれば、張ってもいいのかなとは思いました。やはりこういうものは企業さん等を含めて、関心があるところは多いのではないかと思います。

もう一点は、これはミニ白書でどうこうということではなくて、ニホンジカを中心とした鳥獣害の防除は重要だと思っています。国有林の中で今、特にニホンジカを中心に、捕獲の技術開発も含めて進んでいるというのも重要なことだと思っています。

ただ、くくり罠を中心にやっていることも仕方ないというか、重要なことだと思っているんですけども、やはりどうしても錯誤捕獲が起きてしまうリスクがあります。それはリスクを下げられれば下げられるほどいいということになってきます。

今、多分罠の貸出し等をされていると思います。今、世の中にはそういう錯誤捕獲がなるべく起こらないような罠とか、そういうものも商品としては出てきていて、一方で、そういうものはちょっと高いとか地元の猟友会の人は「使ったことがないから何か嫌だな」そういうことでなかなか普及しない側面が一方でありますので、国有林でそういうものを積極的に採用してみても、それで錯誤捕獲が減るのであれば減らしていく。また、捕獲をする止め刺しの際の安全管理とか、そういうのも全体としてはいいことだと思いますので、そういうことも是非進めていただきたい。

国有林が森林管理にまつわる技術開発を主導していくという意味で、広い意味でそういう取組もお願いしたいと思いました。

これは白書と直接関係ないんですけども、意見です。

○土屋会長 ありがとうございます。

今の出島委員の二つ目の御意見のように、これに触発されてちょっと言っておきたいということもありましたら、まだ少し時間があるので、それも受け付けたいと思います。

立花委員、どうぞ。

○立花委員 訂正が必要ではないかと思うところがありますので、それを申し上げたいと思います。

概要版ではなく本文の方となりますけれども、65ページです。

上から3段落目というか、「国有林材の供給に当たっては、」と書いてある段落の最後に「182万m<sup>3</sup>となっています」と書いてありますが、これは「184」ではないかと思います。なぜかという、表-15において令和5年度の括弧書きの数字が184になっておりますし、次のページの図-8においても、たしかどこかにあったと思うんですけども、そういう関係から数値が「182」ではなく「184」かなと思いますので、確認をお願いしたいと思います。

それから、皆さんからお話があった一番最後の、今年度のまとめと来年度に向けた取組を記載してある表ですけども、あれは基本計画の検討のときに私が提案したものだと思います。それをこうやって採用していただいて、ありがとうございました。

それで一つ、やはりこれは入れていただきたいと思うのが、計画に対して大きく少ない量のところがどうしてこうなったのか、本文にちょっと加筆していただくといいのかなと思うんですね。ただ数字があるだけではどうしてこうなったのか説明が足りないな、欲しいなというのが正直なところです。

これまではこういうものがなかったので、もともとの計画と実績との間の関係が分からなかったんですけども、今回、表にまとめていただいた関係で分かるようになったために、その部分を一文でも二文でも加筆していただければ今後にかせるかなと思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

○土屋会長 ありがとうございました。

もうお一方、もしもあれば。

吉川委員、どうぞ。

○吉川委員 土屋会長から言っておきたいことがあればということでお話がございましたので、申し上げておきたいと思います。

一つは、このところ進めていらっしゃる新しい林業についてですが、先ほどのお話で56万ヘクタールほどを新しい林業の適地として指定されたとのことでしたが、国有林の人工林面積は220万ヘクタールぐらいですから約4分の1が指定されたことになりますが、それ以外の人工林は、どう扱われるのでしょうか。

幾ら1,000万ヘクタールを660万ヘクタールにするといっても、国有林が56万ヘクタールではちょっと足りないのではないかという感じがしました。

もう一つ心配なのは、国有林で行った56万ヘクタールの指定は、当然民有林でも求められることになると思いますが、例えば、木材生産適地でない森林は、造林補助金が削減されてしまうというようなことが懸念されます。

それから、いわゆる新しい林業の適地とも関連してくるのですが、今回、国有林が立木の販売単価を示して頂いたことは非常に良かったと思います。国有林が立木をどのぐらいの価格で販売しているのか、民有林の立木販売価格は、相対取引が多く表に出てないので、参考になると思います。ただし、平均単価が、スギの立木で1立方メートル当たり3,000円ぐらいになっていますが、この3,000円という値段が問題と考えています。例えば、50年生位の人工林の蓄積が平均で561立方メートルですから、これを1ヘクタールにすると約160万円になります。1ヘクタール当たり160万円という収入で一体何ができるのでしょうか。これで林業を持続的に続けるのは困難と思います。

森林の再生に向けては、造林補助でかなりの部分がカバーされますが、再造林してそこから50年以上森林の管理をしなくてはいけないわけですが、そのことを含めて160万円では安すぎます。造林費用は補助金でカバーできても、その後の管理を考えれば完全に赤字ですよね。例えば、新しい林業を実践しても赤字になるでしょう。林業の持続性を考える場合、一番問題なのは、立木単価が安すぎるということ、そこに集約されると思います。今の林業が崩壊寸前まで来ているのは、やはり立木単価が安すぎることに起因しているわけで、これを何とか引き上げる努力をしなければ、林業として将来にわたって残っていけないと思います。

例えば、無垢材をちゃんと使えば木材価格が上がることを期待して、私の前任の林経協会長などは無垢材を一生懸命使いましょうという運動をしたのですが、無垢材を使うには乾燥が不可欠であり、しかも含水率15%ぐらいまで乾燥させないと狂いが出てくるため、この費用がえらく掛かり増しになり、これが山元へ還元されるお金が減る原因にもなっているのです。

この間のウッドショックでは、市中の木材価格、いわゆる製材価格は極めて上がったにもかかわらず、山元には大きな影響は見られなかった。儲かっていたのは製材業者であり素材生産業者であったということも事実です。

この立木単価というのは、いわゆる積み上げではなく、木材の製品単価から製材コスト、伐採・搬出コストを差し引くと立木の価格になる、こういう計算結果ですから、これでは上がりっこないですよ。中間段階で自分たちがマイナスになってまで単価を下げるわけないですから、中間のところはそれなりに収益がでるような価格を決めていくので、その結果残ったのが3,000円という話になっているわけです。

ここら辺の現状を根本的に改めなくてはいけないと思っております。私として非常に期待するのは、例えば立木でも丸太でもいいのですが、国有林の販売価格に下値を付けていただき、この価格以下では落札できませんということを明らかにし、その下値を上げて欲しいと思って

います。

例えば、立木価格が平均5,000円ぐらいのところでは不落ができれば、当然民有林の立木価格でもその辺まで価格が上がってくることを期待できます。原木生産の2割を占める国有林がプライスリーダーになるという意識を持っていただきたいと考えています。

私は口が悪いものですから「あなたたち、債務を返すために安くても売ってしまっているんじゃないの？」こういうふうに言いたくなってしまう部分もあるわけですが、将来にわたって我が国の林業を守るためにも何とか販売単価を引き上げる方法を考えていただきたいと思います。

例えば、立木の単価が1,100円から8,100円まで幅がありますが、これは地位のせいなのか、場所が悪かった、道から遠かった、そのため搬出コストが掛かったという地利条件のせいなのか、それとも材質のせいなのか、もう少し分析していただくと有り難いと思いました。

国有林で立木を8,000円で販売していただければ、我々としては非常に有り難いわけですが、立木単価を8,000円で売っていくためにはどうしたらいいのか。逆に言えば、そこから政策を考えていただくと非常に有り難いという気がいたします。

すみません。長くなりましたが、ありがとうございました。

○土屋会長 ありがとうございました。

オンラインの方で松浦委員が手を挙げていただいたようなので、お願いします。

○松浦委員 今のお話とはちょっと違って、こちらの要望ですけれども、17ページに民有林と連携した路網の整備というのがあって、事例⑳として御紹介いただいています。今後、取り組むべき非常に重要なテーマかなと思うんですけれども、それに関しては8ページでも路網整備の推進をうたっています。

その中で、事例⑳の場合は令和6年度から開始するとあるのですが、その際にいろいろ問題になってくるのは、多分、林野公共事業の事業評価に引っ掛かってくると思います。この事例⑳がどの森林計画区域に入っているか、ちょっと承知していませんが、こういった事業をやる場合、公共事業の評価の際にそれを入れ込んだ形でしっかりと計画を達成していただくようなサポートをお願いしたいという要望です。

公共事業の評価を見ていると、路網整備といっても1キロとか2キロとか短い場合が多く、箇所数も多いため総花的で、これで果たして効果があるのかな、効果が出るまでには結構時間が掛かるかなと思うような事例もありますので、こういう協定を結んだようなところは重点的に予算を配分して、重点的なプロジェクトとして一層の推進をお願いしたいと考えております。

これは次年度以降への要望として意見を述べさせていただきました。

○土屋会長 ありがとうございます。

今、出島委員、立花委員、吉川委員、松浦委員から御意見、御質問等があったと思いますので、よろしく願いいたします。

○石田経営企画課長 ありがとうございます。

出島委員から御指摘いただきました北海道局の発表等々に関する部分のリンク、こういった方法についてもということでした。私どもといたしましても、こういったものの公表の仕方といたしますかPRの仕方といたしますか、こういったものをより使いやすくなるように、引き続き工夫を続けてまいりたいと考えてございます。

また、くくり罫のいわゆる錯誤捕獲の関係でございませけれども、いろいろと私ども国有林のフィールドを使って、若しくはいろいろ捕獲の実証等々も行っておりますので、錯誤捕獲がないような方策についても進めてまいりたいと考えてございます。

なお、私どもで進めてございます小林式ですとかそういったものにつきましても、錯誤捕獲対策がいろいろと講じられてございますので、こういった紹介も機会を捉えて進めてまいりたいと考えてございます。

それから、立花委員から御指摘がございました本体65ページの182万ヘクタールという供給量が184万ヘクタールではないか、とのことではありますが、内容を確認の上、間違いであれば訂正させていただきます。

また、計画に対する進捗につきまして、何か工夫して表記できないかという部分でございませますが、こちらにつきましても引き続き、鋭意検討させていただきたいと考えてございます。

吉川委員から御指摘いただきました件でございませ。

いわゆる56万ヘクタールの指定の部分につきましては、令和5年度の指定でございませ。これ以外の部分で全く森林施業、林業をやらないということではなく、飽くまでこういった、何というんでしょうか、効率的にできるだろうというところをまず指定して、そういったところでいろいろと取り組むといった面で、こういった指定をしているところでございませ。その部分以外につきましても、公益的機能発揮のための整備は引き続き重要だと考えてございませので、よろしくお願い申し上げます。

○宇山業務課長 立花委員の65ページの御指摘について、今、経営企画課長からありましたけれども、ちょっと確認してみると、本文の方にシステム販売による素材が182万立方メートルとなっておりまして、右にある表-15は立木からの換算の数字、似ている数字ではあります

けれども、184万立方メートルと。そして、めくっていただきまして次のページ、表-16に「うちシステム販売量」ということで数量が載ってございますが、182万立方メートルとなっておりますので、これは多分、間違いないのではないかと考えてございます。

もう一度確認して、数字はきちんとさせていただきたいと考えてございます。

あと吉川委員から御指摘いただきました立木の単価の話でございます。

かなり高い視点から御指摘がありまして、切り口も多岐にわたっていて、答えられるかどうかということもございますけれども、取りあえず説明させていただきますと、委員の御指摘にもありましたとおり、民間の立木の取引はほぼ相対になっていると我々も認識してございます。これによって森林所有者が余り状況が分からない、取引の情報のバランスが悪いということは、確かに今の状況の大きな要因の一つかなと考えてございます。

その上で、我々も立木販売は基本的に公売で販売してございますのである意味では市場価格なんですけれども、その手続の段階で予定価格を一つずつ設定しています。それがいわゆる下限になるんですけれども、これは法令で取引の実例価格等を考慮して適正に定めなければならないとなっているものですから、立木には市場がございませぬので、丸太の市場価格から生産の経費等を引いていくという、いわゆる市場価逆算の方法で算出しているのが実態でございまして、その結果、この値になっているということでございます。

絶対値として3,000円がいいのか悪いのか、我々としてもなかなか評価し難いところがあるんですけれども、これもおっしゃっていただきました補助金等も踏まえて考えれば、3,000円であれば、ヘクタールに戻したときにある程度、山の管理、もう一度山ができ上がるまで何とかやっつけられる水準と考えているところでございます。

ご指摘のあったプライスリーダーの部分も、ちょっと耳が痛いなということで聞いているんですけれども、我々としましては、やはりこういう状況を一步一步変えていくのが国有林のできるかなと考えてございまして、その一つの取組が立木価格の結果の公表と考えてございます。これは今までも公売の結果ということで公表していたんですけれども、実際の立木の状況とかデータとくっついていなかったものですから、それを全局統一して、同じ形でデータと結果をくっつけて公表するというので、価格を含めた取引の結果を皆さんにお知らせするというものです。先程申しました買う方と売る方の情報のバランスの悪さを是正するための第一歩かなと考えておりますので、こういう取組を続けていきたいと考えてございます。

○土屋会長 松浦委員の御意見については、よろしいですか。

○宇山業務課長 松浦委員から、民国連携のところの路網の整備について、より重点的な予算



配分ができないかという御指摘、御質問だったと思います。

我々も意識的に、このような取組にできるだけ予算を付けていこうと局署の段階でもやってございますし、また、限られた予算の中で民有林と国有林で連携してできるところについては、予算も持ち合ってより効率的にやっていきたいと思いますというところでございます。引き続きこれらの取組を続けていきたいと思っております。

○土屋会長 ありがとうございます。

一応スケジュールの時間はもう満了したところですが、どうしてもということがありましたら、あとお一人ぐらい、短いものであればお聞きしますけれども、よろしいですか。オンラインの方はよろしそうですね。対面の方は、よろしいですか。

それでは、一応皆さんから御意見を頂いて、何回も言いますけれども、もう既にこれまでの事務局とのやり取りの中でも様々な御意見を頂いて反映しているところもありますので、この辺りで一応議論を締めたいと思います。

先ほどから申しておりますように、今日ここで諮問に対する答申を行うこととなりますので、林政審議会としての取りまとめを行いたいと思います。

令和6年9月5日——今日ですね——に農林水産大臣から諮問がありました令和5年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況については、適当である旨の答申をしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○土屋会長 申し添えれば、今日御意見を頂いた部分については事務局の方で若干修正があり得るわけですが、それについては会長と事務局の間でやり取りして適宜処理したいと思っておりますので、御一任ください。

それでは、今、異議なしというお声がありましたので、これで答申に向かいたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議事(2)令和5年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について、答申書の手交に移ります。

農林水産大臣 坂本哲志殿。

林政審議会会長 土屋俊幸。

令和5年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について(答申)。

令和6年9月5日付け6林国経第33号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記。

令和5年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について、別添のとおり公表することが適当である。

以上です。

(土屋会長から青山林野庁長官へ答申文を手交)

○青山林野庁長官 どうもありがとうございました。

○土屋会長 それでは次に、議事(3)その他に移ります。

内容が二つありますけれども、両方とも非常に重要な件です。まず、令和7年度林野庁関係予算概算要求の概要について、もう一つ、盛土規制法の施行状況について、事務局からまとめて説明を受けた後で御意見や御質問を受けたいと思います。

それでは、小島林政課長、お願いいたします。

○小島林政課長 林政課長でございます。

私から、令和7年度林野庁関係予算概算要求の概要について御説明いたします。

右肩に「資料2」と書かれた資料を御覧ください。

まず1ページでございますけれども、全体の総括表です。

真ん中の令和7年度の合計を御覧いただければと思いますけれども、今回、概算要求額としましては3,478億3,100万円要求しているところです。

その内訳ですけれども、上の方で公共事業費が約2,335億円、そして非公共事業費として約1,144億円を要求しています。

一番下に※がございますけれども、この他に事項要求としまして、防災・減災、国土強靱化のための対策ですとかT P P関連の対策等につきましては、引き続き予算編成過程で検討するというので要求させていただいております。

2ページを御覧ください。

林野庁の令和7年度の要求につきましては、大きく三つ柱がございます。

一つ目が、①森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策です。これは森林の川上から川下までの循環利用を総合的に推進する対策です。

その主なポイントですけれども、まずア、森林の集約化モデル地域実証事業としまして、今、森林経営管理法の見直しの検討も進めているところですが、その法律に先立って、モデル事業として、循環利用に特に取り組む経営体へ森林の集積・集約化を進めるための支援をするものでございます。

続きましてイ、林業・木材産業循環成長対策です。こちらは川上から川下までしっかり循環利用が進むように、路網の整備ですとか間伐、再造林の低コスト化、エリートツリーの安定供給、高性能林業機械の導入、また、川中では木材加工流通施設の整備ですとか公共建築物の木造化、木材利用促進協定を締結した者の商業施設の木質化等を支援してまいりたいというものです。

それ以外にも引き続き、林業機械の自動化、遠隔操作化などデジタル・イノベーションも支援してまいりますし、エにございますように建築用木材供給・利用強化対策ということで、特に木造中層建築物に係る設計ですとか木質耐火部材・JAS構造材の技術開発、実証、こうしたものを引き続き支援してまいる予算を要求しています。また、それに関する設計者、施工者の育成も支援してまいりたいということで要求しております。

それらに加え、木材需要の創出・輸出力強化対策ということで、家具・木工品等の輸出促進ですとか木質バイオマスのさらなる推進、特用林産物の需要拡大等にも取り組んでまいります。

3ページを御覧いただければと思います。

森林・林業担い手育成総合対策といたしまして、「緑の雇用」事業による新規就農者への体系的な研修を支援したり、林業大学校で学ぶ青年への給付金の給付等も支援してまいりたいと思います。また、労働安全対策等の取組も引き続き支援してまいりたいということで要求しております。

さらに、森林・山村地域の活性化ということで、「半林半X」を含む里山林の整備等に取り組む組織の確保・育成、そういったものを通じて山村地域の活性化を支援してまいりたいと考えております。

続きまして、4ページを御覧ください。

こちらが二つ目の柱でして、花粉症対策にしっかり取り組んでいく予算です。

花粉症につきましては、初期集中対応パッケージにおいて、10年後にスギ人工林を約2割減少させることを目指していくということですので、それに向けてスギ人工林の伐採、植替え等の加速化ですとかスギ材需要の拡大、また、花粉の少ない苗木の生産拡大や労働力確保、花粉の飛散量の予測、そうしたものを支援するための予算を要求してまいりたいと考えています。

続きまして、5ページを御覧ください。

三つ目の柱でございますけれども、林野公共事業です。

森林整備事業、森林吸収源の機能強化・国土強靱化に向けてしっかりと要求してまいりたいと思います。

治山事業につきましても、能登半島地震で得られた教訓等を踏まえまして、しっかりと国土強靱化に向けた取組を推進してまいりたいと考えているところです。

最後に、6ページでございます。

鳥獣被害防止対策等ということで、森林における効果的、効率的なシカの捕獲の取組等を進めていくための予算要求をしてまいります。

7ページ以降に参考資料を付けておりますけれども、時間の関係で省略させていただきます。引き続きしっかり予算要求してまいりたいと思っております。

○土屋会長 ありがとうございます。

続きまして盛土規制法の施行状況について、河合治山課長からお願いいたします。

○河合治山課長 治山課の河合でございます。よろしくをお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

これまで林政審議会で御説明させていただき、昨年5月に施行になった盛土規制法につきまして、規制区域の指定などの現在の状況を御報告させていただきます。

資料3の1ページ目を御覧ください。

宅地造成及び特定盛土等規制法、通称「盛土規制法」は、令和3年7月の静岡県熱海市の土石流災害等を契機に、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、宅地造成等規制法を抜本的に改正した法律でございます。この法律に基づく基本方針について、林政審議会等において御議論、御意見を頂いた後、国土交通大臣と農林水産大臣の連名によって告示したところです。

盛土規制法では、都道府県知事や指定都市、中核市の市長が盛土等により人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域として指定し、規制区域内で行われる盛土等を許可や届出の対象とし、災害防止のために必要な許可基準に沿った安全対策がなされているかを確認することとしています。

このため都道府県、指定都市、中核市の合計129自治体において規制区域の指定に必要な基礎調査を進めておりまして、8月の時点で19の自治体が規制区域を指定しております。また、全ての自治体におきまして規制区域の指定に必要な基礎調査に着手しており、既に規制区域の案を51自治体で公表しております。法施行から2年となる来年5月までには全体の約9割の自治体で指定を完了する意向と聞いております。

規制区域を指定済みの自治体といたしましては、資料の枠囲みの二つ目の○に下線を引いておりますとおり、昨年9月に指定した広島県をはじめ鳥取県、福島県の一部、大阪府、東京都

などとなっております。

規制区域の指定の傾向といたしましては、リスクのあるエリアはできる限り広く規制区域に指定することが重要であると国から助言していることもございまして、資料右下の地図で広島県の規制区域図をお示ししておりますとおり、無人島などを除きまして管内全域を指定している状況でございます。

次に、2ページ目を御覧ください。

盛土規制法に基づく危険な既存盛土等への対応でございます。

盛土規制法では、不法・危険盛土等に対処する行政処分として、監督処分と改善命令を規定しております。監督処分は、規制区域指定後に行われた盛土等におきまして、許可制度上の違反がある場合に行います。一方、改善命令は、許可制度の対象外であるけれども危険性があると判断された盛土等に対して行います。規制区域指定前に行われた盛土等は改善命令で対応することとなります。

また、規制区域指定後は、土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することとなります。盛土等に伴う災害のおそれがある場合、都道府県知事が土地所有者や行為者に対しまして災害防止のために必要な措置の勧告や改善命令を発出することとなります。勧告や命令に従って土地所有者や行為者が災害防止のために必要な措置を行うことが原則ではございますが、これに従わず、緊急を要する場合は、都道府県知事の判断により盛土撤去等の災害防止措置の行政代執行を行います。

資料下側の事例でございます。

左の事例は、農業振興地域で民家裏に多量の盛土がなされた場所で、県が盛土規制法に基づき行為者に対し盛土撤去等の改善命令と行政代執行を現在、実施しているところでございます。

右側の事例は、森林内に多量に盛土され隣接する保安林にも土砂が流入した箇所で、県は行為者に対し、森林法により、原状回復を求める復旧命令を行っているところでございます。

3ページ目は、盛土規制法の概要を参考に付けさせていただいております。

私の報告は以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございました。

時間のなかで、お二人とも非常に簡潔に御説明いただきました。

かなり性格が違うので、まとめて御質問をお受けしますといってもあちこちになってしまうので、一応区切ります。

初めに、林野庁関係の予算概算要求について御質問、御意見等がありましたらお願いいたし

ます。

いかがでしょうか。

飯塚委員、どうぞ。

○飯塚委員 資料14ページの森林・林業担い手育成総合対策のパワーポイント資料を拝見して  
いまして、森林・林業担い手育成対策の事業イメージのところ「高校生に対する林業就業促  
進支援等」というのは大変理解するんですが、なぜ高校生に区切るのかなというところがあり  
まして、国としては「木育」という言葉も使っておりますとおり、もっと小さい頃から森林・  
林業に対する布教といえますか、洗脳することが後々非常に大事になってくると思っております  
ので、そういった観点も今後、頭に入れていただければと思います。

意見でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

幾つかまとめて受けたいと思いますが、ほかに、いかがですか。

小野委員、どうぞ。

○小野委員 資料16ページの森林・山村地域活性化振興対策のところに今回「半林半X」とい  
う新たなワードが出てまいりまして、これまで「山村を活性化するためのサービス産業」です  
とかそういった文言でいろいろ取組がされていたと思うんですけれども、この違いというか、  
あえてこの——何か同じようなことを言っている気もするんですが、予算を取るために変えて  
いるのか、何か改めて違う意味でこの位置づけをされているのか、「半林半X」というのがち  
よっとよく分からなかったもので、その辺りを御説明いただけると助かります。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかに、よろしいですか。

そうしましたら、今のお二人の委員からの御質問にお答えをお願いします。

○小島林政課長 まず飯塚委員の、高校生等にということでございますけれども、資料の中  
では就業支援を行う事業であるということ、就職する高校生等を対象にしたものだという  
ことで「高校生」という文言が出ておるところでございます。

他方で、御指摘いただいたように、木育は引き続き年代を問わず、小さい子も含めて重要だ  
と考えておりますので、木育につきましては別途の項目で予算を要求してまいりたいと思っ  
ております。

○石井森林利用課長 森林利用課長でございます。

今の16ページ、森林・山村地域活性化振興対策でございますけれども、ここに「半林半X」、

少し注書きで書いてございますけれども、森林サービス産業も含めて、ほかの仕事で収入を得ながら林業でもということ、大きな意味で森林サービス産業も含むものだと思っておりますけれども、ここの予算については今までの、いわゆる多面的交付金と申しまして、里山林を山掃除的に手入れしてもらうということで地域の活動団体の御支援をしてございましたけれども、今回、資源をしっかり活用していただきたいという観点を入れまして、地域の資源を使うことを要件化して、そちらに少し軸足を移すということでございます。

そういう意味で林業という、木材を使って、そこで収入を得ていくといったニュアンスを伝えたいということで、「半林半X」という言葉を使っております。予算要求のテクニック上の書き方でも若干あるのかなと思っております。御理解いただければと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかは、よろしいですか。

そうしましたら、次に盛土規制法の関係で御質問、御意見がありましたら。いかがでしょうか。

玉置委員、どうぞ。

○玉置委員 法律が改正されたとき、「施行日」というのは、どの時点のことなのでしょうか。この法律は、8月に施行され、今は3年かけての指定予定時期ということですが、実効性のある罰則の措置まで決められています。

いろいろな法律が改正される中で、運用法、活用法、規定、規約が決まらないまま見切り発車的なことも多いのですが、この盛土法の法律施行日というのは、指定されたところから実行されていく日を施行日とすることでいいのでしょうか。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。オンラインの方も含めて。

松浦委員、手を挙げておられますか。

○松浦委員 <対応中の事例>の左の方で「不適切盛土」とあって、これは盛土規制法を適用したとあるんですが、見たところ産業廃棄物処理法にも抵触しているような感じがするんですが、どちらの法律を適用するかといった要件はあるのでしょうか。そういう質問です。

というのは、切り盛りを同一地区内でやった場合はいいんですけれども、残土を地区外に持ち出すと産廃処理になる場合もあると聞きましたので、その辺が分かれば教えていただきたい、よろしくをお願いします。

○土屋会長 ありがとうございます。

もうお一方ぐらい、いかがでしょうか。特によろしいですか。

そうしましたら、今のお二人からの御質問にお答えをお願いします。

○河合治山課長 御質問ありがとうございます。

玉置委員からございました施行、盛土規制法の規定の関係でございますけれども、盛土規制法で処分する場合は、その規制区域を指定しないといけなく、区域を指定して、その区域の中で不法な行為が行われた場合は監督処分をかけることができることになっておりますので、今、どんどん指定していただいているところでございますが、先ほど御説明いたしました19の自治体におきましては規制区域が指定されているので、その区域について何か問題が発生すれば、盛土規制法に係る処分ができる状況でございます。

資料の2ページ目で対応中の事例を御説明したところでございますが、左側は、盛土規制法の指定がなされた後に盛土に問題があるということで処分しているので、盛土規制法に基づく処分ができています。右側の事例は、現在は森林法に基づく処分を行っているところでございまして、「対応状況」のところを書かせていただいておりますが、今現在は盛土規制法に基づく指定がなされているので、盛土規制法に基づく対応を検討している状況でございます。

ですので、なるべく早く盛土規制法に基づく指定を全国でかけてほしいということで各県にも説明会等を行っているところで、そういう指定をどんどん進めている、そして先ほど御説明させていただいたとおり、2年以内におおむね9割の自治体で指定をしようということで、今、進めていただいているところでございます。

2点目、松浦委員から御質問いただきました左側の事例でございますけれども、産廃がもし混じっていれば産業廃棄物の法律における処分もできるわけでございますが、この中は産業廃棄物がない状況でございまして、盛土規制法に基づく措置を行っているところと聞いています。

○土屋会長 ありがとうございます。

両方含めて、何かもう一つぐらいありましたら。よろしいですか。——ありがとうございます。

やはり最後までタイムキーピングがうまくいかなかったのが残念ですが、少し時間をオーバーしておりますので、このぐらいで御質問、御意見は終わりにさせていただきたいと思っております。

引き続き、特に盛土規制法についてはこれからも林政審として注視していくべきだと思って



いますので、よろしくお願いたします。

以上で今日の審議の予定は一応終わりになりました。毎回のことですが、最後に長官からコメントをよろしいでしょうか。

○青山林野庁長官 本日もいろいろな視点から御審議いただきまして、ありがとうございます。ありがとうございました。

今日、特に印象に残りましたのは、河野委員から国民の皆さんにしっかりと情報提供していくんだというお話、それから、丸川委員から炭素貯蔵について、福島委員から生物多様性についてもっと強調した方がよいというお話を頂きました。これから国民の皆さんに、木材を使っていくとそれが炭素貯蔵につながるとか、経済循環して山の中で生物多様性の保全につながるっていくとか、そういったことをPRしながら、木材を使用することの価値を国民の皆さんに見出してもらい、それを立木価格の上昇にもつなげていけたらいいなと思っております。

また、吉川委員の御指摘は深く心に止めまして、これからの林政に反映させていきたいと思っております。

○土屋会長 非常に前向きな御発言、ありがとうございました。

これで林政審議会の議事を終了するところですが、一言、言わせていただきたいと思えます。

委員は2年ごとに交代になりますが、皆さんの任期は来年1月5日までです。実は、年によってかなり違いますが、いろいろな審議事項があります。例えば基本計画を変えるときなどはたくさん審議会を行うのですけれども、令和3年度や令和4年度はこの9月が最後でした。一応11月に日程が取られているのでそこで開かれる可能性もあるんですが、まだ決定はされていないので、そのときにまた言うことになるかもしれませんが、最後にちょっとまとめの発言をさせていただきます。

この2年間様々なことを検討してきたわけですが、毎年、白書、それから今日のミニ白書が我々の一番のルーティンで、しっかり議論してきたことはこれまでどおりですが、皆さんにまず感謝いたします。特に白書については花粉の問題と治山事業という非常にベーシックな問題、この二つのこれまで取り上げてこなかった、若しくは取り上げたのが大分前であったことについて特集が生まれ、それについてもたくさんの議論をしたことは非常に有効だったと思います。

それから、5年ごとにやる国有林野の管理経営基本計画、これについてもたくさんの議論をさせていただきました。それから森林整備保全事業計画、いわゆる公共事業の計画についても議論したし、全国森林計画がその前にありました。これは5年ごとにやる非常に重要なことを、

我々の期で新しい期に送ったということになります。

あと二つ、これまでなかったわけではないんですけども新しく加わったものも含めて、今日あった盛土規制法に関する基本方針、これは林政審議会ですっかり意見を言うということが法律に入っているんですね。それから同じく法律で、林業労働力の確保の促進に関する基本方針についても、基本方針をつくることが決まっている、それも林政審で意見を述べることになっていまして、これは十数年ぶりに変わったので、久しぶりに意見が言えたところです。

このように、林政審にとってかなり大事な議論がこの2年間でできたことは、非常によかったなと思っています。

特にその中で私自身が印象的だったのは、林業労働力の確保の促進に関する基本方針が十数年ぶりに変わったことに関して、林業労働力のいわゆるダイバーシティの話ですね、外国人労働力とか女性の労働力とかそういう話について、これは男女を区別するのがいいのかどうかという議論はあると思いますけれども、あえて言えば、女性の委員から非常に熱心な御議論があったことはこの委員会の構成の中に女性がたくさんいらっしゃることの非常によかった部分だと私は思っていて、これからも、こういったダイバーシティに富んだ審議会ですべての皆さんのいい議論ができればいいなと思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上、何が言いたかったかということ、たくさんの議論をすることが審議会のいいところなわけで、皆さんそれにお応えいただいて、オンライン参加も含めてたくさんの御議論を頂いたことに取りまとめ役として非常に感謝いたします。どうもありがとうございました。来期は少なくとも私はいなくなるんですけども、委員の交代もあると思いますけれども、こういった伝統が次の林政審議会にも是非継承されることを願っております。

一つだけ言わせていただければ、実は欠席の委員に意見書を提出していただくことを事実上、制度としてつくったつもりなんですけど、これが余り活用できなかったことが少し残念なところで、欠席された方も意見を言う場がちゃんと確保されているということは、今後、続けられる委員の方は是非念頭に置いていただいて様々な意見を出していただけると、より議論が活発になると思っております。

以上、長くなりましたが——もう一回あるといいですね——これで今回の林政審議会は終了させていただきます。

それでは、事務局にお返しいたします。

○小島林政課長 土屋会長、どうもありがとうございました。

次回の林政審議会の日程につきましては、また会長とも御相談の上で決めさせていただきます。

すが、後日事務局より御案内いたしますので、委員の皆様方におかれましては御出席のほど、よろしく願いいたします。

先ほど会長からありました欠席委員の意見の提出の方法等は、事務局としても、御意見を踏まえて運営に努めてまいりたいと思っております。

以上をもちまして本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様方におかれましては長時間にわたり熱心な御審議を頂きまして、誠にありがとうございました。

午後3時53分 閉会